

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1	屋	外	廣	告	物	の	定	義	①												
	常	時	又	は	一	定	の	期	間	継	続	し	屋	外	で	、	公	衆	に		
	表	示	さ	れ	る	も	の	で	以	下	の	も	の								
	(1)	看	板	、	立	看	板	、	は	り	紙	及	び	は	り	札			
	(2)	廣	告	塔	、	廣	告	板	、	建	物	そ	の	他	の	工	作	物	等
	に	掲	出	さ	れ	、	又	は	表	示	さ	れ	た	も	の						
	(3)	(1)	、	(2)	に	類	す	る	も	の					

① 選択科目は知識が問われます。屋外広告物法の第二条では、『「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。』とあります。内容は、合致しておりますので問題ありません。あとは、スペースの問題と箇条書きに対する評価がどうなるかといったところですが、箇条書きのリスクを回避するのであれば、条文のままが良いでしょう。また、上記のままであっても、主語（屋外広告物とは）は書きましょう。

2	屋	外	廣	告	物	の	法	規	制											
(1)	屋	外	廣	告	物	法	に	基	づ	き	各	自	治	体	が	定	め	る
屋	外	廣	告	物	条	例	(規	制	・	取	り	締	ま	り)				
景	観	行	政	団	体	で	あ	る	市	町	村	、	歴	史	ま	ち	づ	く	り	
法	に	基	づ	く	計	画	認	定	都	市	及	び	ま	ち	な	か	ウ	ォ	ー	
カ	ブ	ル	区	域	を	設	定	し	た	市	町	村	も	、	都	道	府	県	と	
協	議	の	上	、	<u>屋</u>	<u>外</u>	<u>廣</u>	<u>告</u>	<u>物</u>	<u>条</u>	<u>例</u>	<u>を</u>	<u>定</u>	<u>め</u>	<u>必</u>	<u>要</u>	<u>な</u>	<u>規</u>		
<u>制</u>	<u>を</u>	<u>行</u>	<u>う</u>	<u>こ</u>	<u>と</u>	<u>が</u>	<u>で</u>	<u>き</u>	<u>る</u>	②	。									

② 問われていることは法規制とありますので、法を根拠にした規制内容を書くのではありませんか。つまり、文中にある「必要な規制」を具体的に説明すべきです。条例ですので一律に解答できませんが、規制できる主な内容を例示するなど説明してはいかがでしょうか。

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

<u>(2) 景 観 法</u>														
景 観 計 画 に お け る 制 限														
<u>(3) 都 市 計 画 法</u>														
地 区 計 画 に よ る 制 限														
<u>(4) 建 築 基 準 法</u>														
屋 外 広 告 物 に は 防 火 措 置 と し て 、 不 燃 材 料 の 使 用 が 義 務 付 け ら れ て い る														
<u>(5) 文 化 財 保 護 法</u>														
伝 統 的 建 造 物 保 存 地 区 に お け る 規 制														
<u>(6) 自 然 公 園 法</u>														
特 別 地 域 、 普 通 地 域 の 規 制 ③ 以 上														

③ (2)以降は、単に法律を並べているだけに見えます。②のとおり、規制できる内容を書きましょう。各種計画における規制内容、地域・地区設定を行うとどのような規制があるのか説明しましょう。また、①のとおり、箇条書きはリスクがありますので、(1)と同様に文章で記述した方が良いでしょう(表現方法の統一の観点からも文章表現が望ましいです)。

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1	<u>屋外広告物の定義</u>																						
	屋外広告物は、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。																						
2	<u>屋外広告物の法規制</u>																						
	<u>(1) 屋外広告物条例による規制</u>																						
	<u>① 屋外広告物の表示などの禁止</u>																						
	良好な景観又は風致の維持を目的とする場合など一定の地域・場所や橋梁やトンネルなどの物件について表示を禁止することができる。																						
	<u>② 許可制を設け、必要な制限を定める。</u> ①																						
	<u>都道府県が指定する区域では、屋外広告物の表示を許可制とする</u> ②。																						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 見出しに句読点は不要です。また、見出しですので端的に表現しましょう。</p> <p>② 何の区域なのか分かりません。また、行動ではなく説明をしましょう。→「広告物の許可等の制限を加える区域を定めることができる」</p> </div>																						
	<u>③ 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法などの基準を定める。</u> ③																						
	「面積〇㎡以下であること」や「高さ〇m以下であること」など、屋外広告物の形状などの基準を定める。																						
	④																						

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ③ 見出しに句読点は不要です。また、見出しですので端的に表現しましょう。
- ④ 行動ではなく説明をしましょう。→「広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示・設置の方法を定めることができる」

④ 違反に対する措置・罰則

条例に違反した者に対し、当該広告物の除却等の必要な措置を命ずることができる。はり紙、はり札、立看板、広告旗等は、都道府県知事等が自ら除却することができ、除却した広告物等を、条例により売却・廃棄することができる。以上